

琵琶湖

びわこ

滋賀県大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、
守山市、野洲市、高島市、東近江市、米原市



琵琶湖に浮かぶ竹生島



[登録番号] 617

[登録年月日] 1993年6月10日

[面積] 65,984ha

[湿地のタイプ] O:永久的な淡水湖沼(8haより大きい)。大きな三日月湖を含む

[保護の制度] 国定公園特別地域

[国際登録基準] 1、2、3、5、7

湿地の概要

琵琶湖は、滋賀県にある湖で、日本のほぼ中央に位置する日本最大の淡水湖である。およそ400万年もの長い歴史をもつ日本最古の湖で、世界中で20ほどしかない古代湖の一つである。面積は6万7,025ヘクタールで、滋賀県の面積の約6分の1を占める。水深は平均41.2m、最大約104mあり、275億 m^3 に達する貯水量も日本最大である。周囲を山に囲まれた滋賀県の県域は琵琶湖の集水域とほぼ一致し、400本以上の河川が琵琶湖に流れ込み、南端から流出する瀬田川(淀川)が京都、大阪を経て大阪湾へ注ぎ、流域1,450

万人の生活を支えている。琵琶湖のくびれたところに琵琶湖大橋がかかっており、これより北側を北湖、南側を南湖といい、両者は地形や水質など様々な面で環境が異なっている。琵琶湖の周りには、河川や水路で琵琶湖とつながった内湖と呼ばれる付属の湖沼が数多く存在したが、その多くは干拓等で失われた。2008年10月に拡大登録された西の湖(382ヘクタール)は現存する最大の内湖である。



湿地にかかわる動植物

長い歴史と多様な環境をもつ琵琶湖は生物相が豊かで、2,400種以上の生物が生息している。固有種数も多く60種以上が知られ、魚類ではホンモロコ、ニゴロブナ、ビワコオオナマス、ビワマスなど17種、貝類ではセタシジミ、イケチョウガイなど約30種が固有種である。冬季には、ヒシクイ、コハクチョウなどのガン・カモ類をはじめ10万羽以上が飛来し、全国的にも重要な渡り鳥の越冬地となっている。また、留鳥の水鳥であるカイツブリは滋賀県の「県鳥」に選ばれている。

湖岸は陸域と水域の移行帯(エコト

ン)として重要で、傾斜の緩やかな湖岸や内湖にはヨシ群落が発達した水辺景観が広がっている。ヨシ群落はニゴロブナ等様々な魚類にとっての産卵・成育場所や鳥類の生息場所、湖岸の浸食防止など重要な役割を担っている。滋賀県ではヨシ群落保全条例を策定し、ヨシ群落の積極的な保全を進めている。

また、近年はオオクチバスやオオパナミズキンバイ等の侵略性の高い外来種が侵入し、防除事業が進められてきている。



流入河川を遡上するビワマス



ヨシ刈り

保全・管理の取組

高度経済成長に伴う水質汚濁やヨシ群落の減少など、琵琶湖は深刻な環境問題に直面した。1970年代後半には、県民が主体となって、リンを含む家庭用合成洗剤に代えて粉石けんを使おうという「石けん運動」が始まり、これを受けて琵琶湖富栄養化防止条例が施行され、下水道の整備など流入負荷を削減する対策が採られてきた。その後も、干拓された内湖の再生やヨシ群落の造成、繁茂した水草

の除去、侵略性の高い外来動植物の駆除をはじめ、様々な対策に取り組んでいる。2021年には、2030年の持続可能社会へ向けた琵琶湖版SDGsとして「マザーレイクゴールズ(MLGs)アジェンダ」が策定された。

琵琶湖博物館、湖北野鳥センター、水鳥・湿地センター、新旭水鳥観察センターなどの施設があり、情報提供や観覧会など、様々な活動が行われている。



ふなずし

ワイズユースの取組

湖魚として親しまれる魚類は、古くから「ふなずし」に代表されるなれずしなど独自の食文化を育んできた。湖魚は、「エリ」と呼ばれる定置網のほか、生態や環境の特性を巧みに利用した様々な漁法で漁獲される。近年、ニゴロブナなどが水路を伝って田んぼに遡上して産卵し、仔稚魚しちまよが育つようにした「魚のゆりかご水田」が整備されている。2022年に環境こだわり農業や水源林保全などからなる、琵琶湖と共生する農林水産業「琵琶湖シ

ステム」が「世界農業遺産」に認定された。

2003年には琵琶湖レジャー利用適正化条例を施行し、プレジャーボートの利用やバス釣りなどレジャー利用の適正化にも努めている。

学校教育の一環として、県内のすべての小学5年生を対象に、学習船「うみのこ」を活用した体験的な環境学習を実施し、環境に主体的にかかわる力や人と豊にかかわる力の育成を図っている。



エリ



学習船「うみのこ」

関連自治体

滋賀県自然環境保全課 ☎077-528-3483

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

琵琶湖(びわこ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 滋賀県

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03